

記入例

式第1号（第2条関係）

注意）この届出書は、健康増進法によるものです。

食品衛生法上の手続きがまだの場合は、健康危機対策課
食品衛生係にご相談ください。

特定給食施設等開始届出書

豊中市長

① 令和7年(2025年) 4月 5日

②

設置者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の名前)

住 所 豊中市中樫塚4-11-1

(ふりがな) とよなか はなこ
名 前 豊 中 花 子

電話番号 06-6858-0△△△

健康増進法第20条第1項または豊中市給食施設栄養管理実施要領第3条第3項の規定により、
次のとおり特定給食施設等に係る事業の開始を届け出ます。

給食施設の名称	ふりがな とよなかめようちえん とよなっかメ幼稚園				
給食施設の所在地	〒 561-0881 豊中市中樫塚4-0△-0△ 電話 (06-6858-0000) FAX (06-6858-0△△0) e-mail (toyonakame@kame.com)				
給食施設の種類 (該当欄に☑または■を 入れてください)	☒ 学校 ☐ 病院 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護医療院 ☐ 老人福祉施設 ☐ 児童福祉施設 ☐ 社会福祉施設 ☐ 事業所 ☐ 寄宿舍 ☐ 矯正施設 ☐ 一般給食センター ☐ その他 ()				
給食の開始日または 開始予定日 (該当欄に☑または■を 入れてください)	☐ 開始日 ☒ 開始予定日 令和7 年 4月 1日				
③ 1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	合計
	食	200 食	食	食	200 食
管理栄養士等の員数	管理栄養士	2 人			
	栄養士	0 人			

①この届出書は、開始後1か月
以内に提出してください。

②設置者とは、当該施設を設置
した最高責任者（施設長、社
長、知事、市長、教育長など）
のことです。
開始届提出時点の設置者名
で記入してください。

③【食数について】

定員（病院は病床数）近くの食数を提供
している場合は定員、定員がない又は定員
と大幅に異なる食数の場合は予定食数。

職員食を提供している場合は職員食の
予定数を加えた数で提出してください。

- ・間食は食数に含みません。
(その他欄には、夜食などが含まれます)
- ・経管栄養は食数に含みます。

豊中市保健所では、できるだけ多くの給食施設を把握するため原則以下のような取り扱いとしています。

◆厨房を複数の施設で共有している場合

- ・各施設ごとに給食事業を管理運営しており、各々が特定給食施設またはその他の施設に相当する食数を提供
する場合は、それぞれ別の施設として開始届を提出する。
- ・施設ごとの給食数が1回50食または1日100食に達しない場合でも、全施設の食数を合算することで
その他の給食施設以上の規模になる施設は、特定給食施設またはその他の給食施設として開始届を提出する。
(欄外にそれぞれの食数がわかるように記入してください。)

◆特定給食施設、その他の給食施設が複数の対象に少数の食事を提供している場合は食数を合算する (欄外にそれぞれの食数がわかるように記入してください。)

- ・特別養護老人ホームが老人短期入所事業（ショートステイ）や老人デイサービス事業を実施している場合
- ・介護老人保健施設が通所リハビリテーション事業を行っている場合
- ・届出給食施設が系列の施設等に給食を提供している場合